

変更届の提出にあたって（注意とお願い）

- 1 事務所の名称及び所在地、代表者の氏名などに変更があったときは、遅滞なく、変更届を提出してください。（電波法第 24 条の 5）
- 2 点検員や測定器等の追加・削除など、業務実施方法書の記載事項を変更するときは、事前（2 週間程度前まで）に変更届を提出してください。（登録検査等事業者等規則第 5 条第 3 項）
- 3 平成 23 年の電波法の一部改正に伴い、業務実施方法書の記載事項に変更が生じていますので、訂正が済んでいない事業者におかれては、変更届を提出される際は、以下の一覧表を参考に文言等の訂正を行ってください。

《主な新旧一覧表》

新	旧
点検業務実施方法書変更届 （ <u>登録検査等事業者等規則第 5 条第 3 項</u> ）	<u>登録点検業務実施方法書変更届</u> （ <u>登録点検事業者等規則第 4 条第 3 項</u> ）
点検業務実施方法書	<u>登録点検業務実施方法書</u>
<u>登録検査等事業者等規則</u>	<u>登録点検事業者等規則</u>
特定地上基幹放送局、 <u>特定以外の地上基幹放送局</u> 、 <u>地上一般放送局</u> （注）	放送局
<u>平成 23 年総務省告示第 279 号</u>	<u>平成 9 年郵政省告示第 666 号</u>
点検結果通知書 （ <u>登録検査等事業者等規則第 21 条</u> ）	<u>登録点検結果通知書</u> （ <u>登録点検事業者等規則第 11 条</u> ）
点検の業務に関する帳簿又は点検結果通知書の写し （ <u>登録検査等事業者等規則第 22 条</u> ）	点検の業務に関する帳簿又は <u>登録点検結果通知書の写し若しくはこれに代わるもの</u> （ <u>登録点検事業者等規則第 12 条</u> ）

（注）特定以外の地上基幹放送局及び地上一般放送局は、必要に応じて記載して下さい。